

2025
10月
No.691

カミキタ
広報

かみきたやま



■ 主な内容

令和6年度決算報告…………… P 2・3
令和7年9月定例村議会 一般質問…………… P 4～8
村の出来事…………… P 9・10
年金だより…………… P11

お知らせ…………… P12・13
奈良健康情報…………… P14
保健師だより…………… P15
予防接種費用助成のお知らせ…………… P16

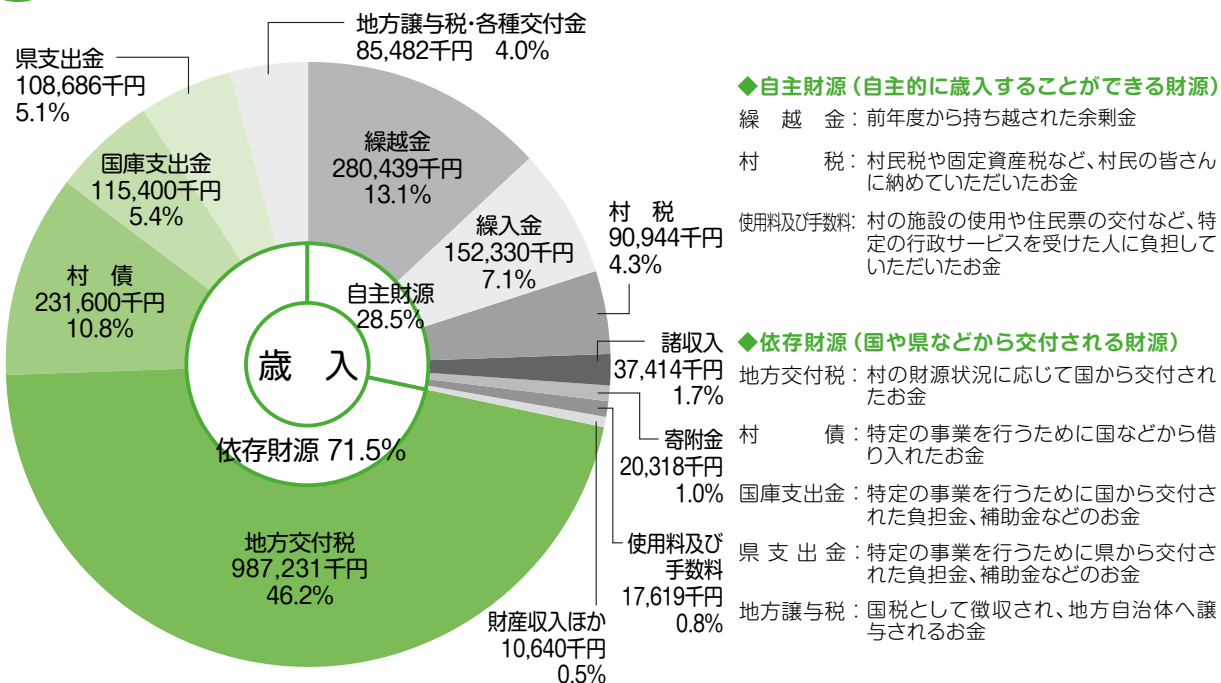
10/11 やまゆり学園村民大運動会

—— 毎月11日は「人権を確かめあう日」 ——

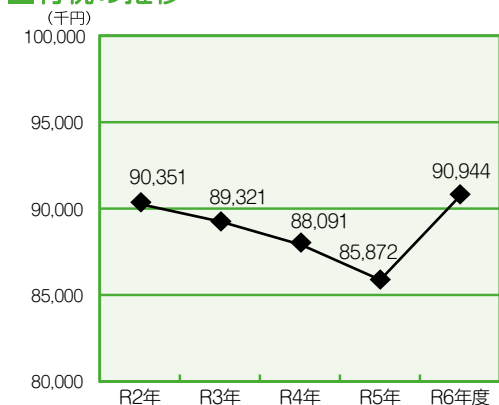
令和6年度の一般会計・特別会計の決算が9月議会で認定されました。村民の皆さんが納められた貴重な税金や国、県からの補助金などが、村づくりにどのように使われたのか、村の決算の概要、財政の状況についてお知らせします。

歳入

村に入ったお金は**21億3,810万3千円** (対前年度伸率△4.4%)



村税の推移

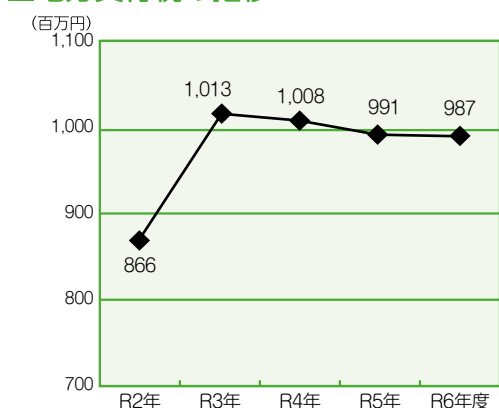


歳入は、前年度より9,835万9千円の減額で、村債において1億5,820万円、国庫支出金において1,445万4千円、地方交付税において352万7千円の減額が主な要因です。

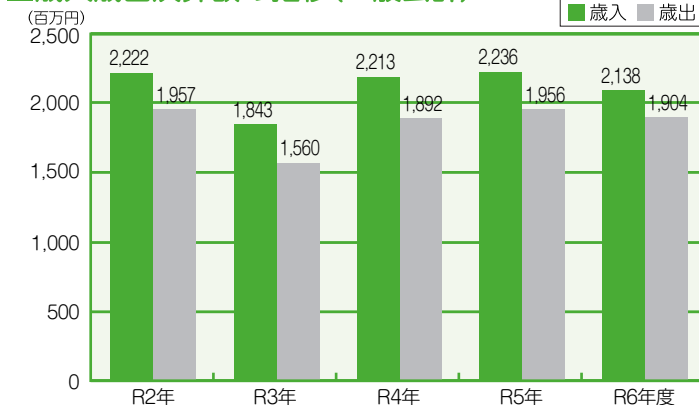
一方、繰入金において5,233万円、県支出金において4,073万8千円、地方譲与税において1,376万8千円、財産収入において465万6千円の増額となっています。

また、村税は納税義務者の減少等により減少傾向が続いておりましたが、法人住民税及び固定資産税の増額により前年度より、507万2千円の増額となりました。

地方交付税の推移



歳入歳出決算額の推移(一般会計)



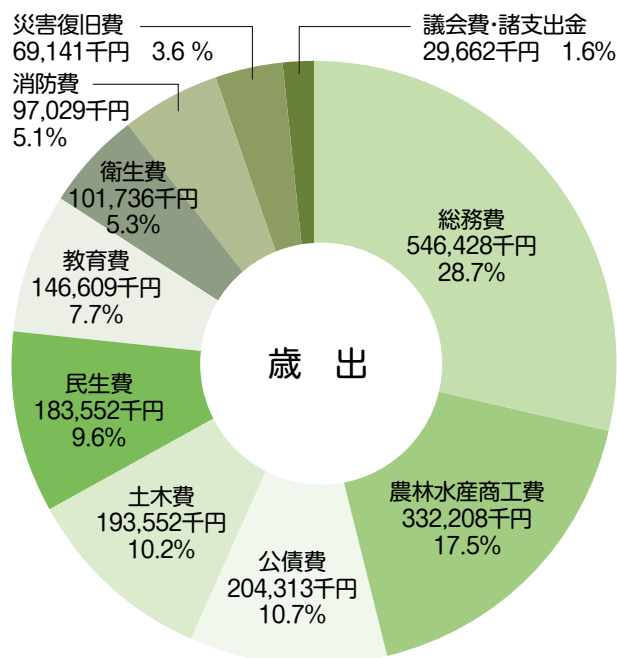
令和6年度

決算報告

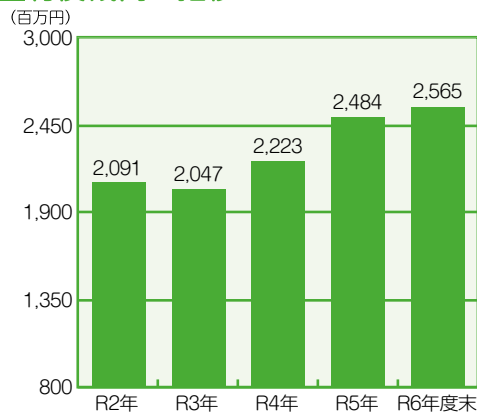
歳出

村が使ったお金は**19億423万円** (対前年度伸率△2.7%)

- 総務費：庁舎の維持管理や戸籍、徴税、選挙、監査事務など村の総括的な事務に使ったお金
- 農林水産商工費：農林水産業、商工業、観光の振興などに使ったお金
- 公債費：国などから借り入れたお金（村債）の返済などに使ったお金
- 土木費：道路、公営住宅などの整備や維持管理に使ったお金
- 民生費：社会福祉や医療助成など、安定した社会生活を保証するために使ったお金
- 教育費：小中学校、社会教育や保健体育など、教育各般に使ったお金
- 衛生費：健康診断や各種検診、ごみ処理など健康で衛生的な生活環境を保つために使ったお金
- 消防費：消防や防災対策に使ったお金
- 災害復旧費：災害によって道路や山林などに生じた被害を復旧するために使ったお金
- 議会費：議会の運営などに使ったお金

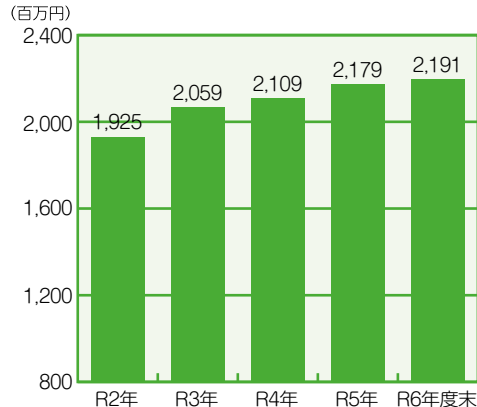


村債残高の推移



歳出の主な増減として、総務費は和佐又山全体整備事業の減額等により8,187万9千円の減額、農林水産商工費は林道白川又線整備工事の減額等により597万5千円の減額、土木費は原口住宅新築工事の増額等により1,676万円の増額、民生費は村社会福祉協議会補助金の増額等により403万3千円の増額、教育費はやまゆり学園長寿命化改修工事の増額等により3,506万9千円の増額、衛生費は保健センター空調改修工事及び南和広域医療企業団負担金の減額等により6,991万5千円の減額、消防費は奈良県広域消防組合負担金及び小型動力ポンプ付き消防積載車購入費の増額等により1,870万9千円の増額、災害復旧費は林道災害復旧工事の増額等により2,361万2千円の増額となりました。

基金残高の推移



特別会計決算の状況

会計別	歳入		歳出	
	決算額	対前年度伸率	決算額	対前年度伸率
国民健康保険	5,651万9千円	△ 8.6%	5,234万7千円	△ 9.3%
国保診療所	6,707万7千円	△ 17.8%	6,541万9千円	△ 18.8%
介護保険	1億285万2千円	△ 11.8%	9,771万9千円	△ 5.5%
後期高齢者医療	1,756万5千円	△ 2.8%	1,752万7千円	△ 2.4%
簡易水道事業会計決算の状況				
収益的収支	4,178万3,487円	-	3,221万2,298円	-
資本的収支	7,321万3千円	-	8,354万7,588円	-

令和7年

9月 定例村議会

一般質問

9月の定例村議会において、1名の議員による一般質問が行われましたので、その概要についてお知らせします。

■福西議員



問 職員懲戒処分と公金管理のガバナンスについて

本年6月27日付で役場職員が上司の決裁を経ずに公金60万円を引き出し、その紛失を報告しなかったとして、懲戒処分（定職6か月）を受けた件が公表されました。

これは個人の問題にとどまらず、組織的な統制や職務執行体制に重大な欠陥が

あったと考えます。その後の確認作業で、この職員は村の業務に加え、村内の地域団体の会計も一手に管理していたことが確認されました。

これに関し、管理上の不備に起因すると見られる数百万円規模の収支の不整合や使途が十分に裏付けられていない支出が確認されつつあります。一職員が個人で扱うには不相応な規模であり、到底看過できない金額です。

これは単なる個人の処分の枠を超え、組織としての内部牽制や監査、ガバナンスの欠如が疑われる重大な問題です。

本件について外部機関による調査・捜査が進められていることは承知していますが、ここで伺いたいのは行政として自らガバナンスやコンプライアンスをどう立て直し、再発防止を図るかという点です。本村の行政に対する信頼に大きな影響を及ぼしかねないこの事態を重く受け止め、以下の3点をお伺いします。

① 処分に至るまでの経緯と

情報公開のあり方について

本件は発覚から処分まで約8か月を要しました。

この間、村はどのような調査体制で事実確認や責任の所在を明らかにしてきたのか、その過程は、客観性と厳正さを持つて行われたのか、また、村の公式発表は処分当日の紙面1枚にとどまり、村民への説明は十分とは言えません。事案の性質を踏まえ、今後どのように情報を公開し説明責任を果たすのか、ご見解をお伺いします。

② 公金管理と、会計ガバナンスについて

決裁を受けずに60万円の公金を引き出し、それを紛失していた事実は、村民の信頼を損ない、行政ガバナンスの崩壊を示す深刻な問題です。

本事案を受けて、令和7年7月1日から「上北山村準公金取扱規程」が施行されたが、規程をつくるだけでは、再発防止にはなりません。

役場内部の公金管理をどう再構築するか、内部統制の見直し、職員研修、管理

職へのリスクマネジメントの教育など、実効性のある措置をどのように講じるのか、ご見解をお伺いします。

③ 補助金交付団体への会計チェックについて

村からの補助金や委託料を受ける地域団体でも、当該職員が長期間にわたり会計を兼任管理していた結果、収支に不整合が生じています。

外部団体に対する補助金監査をどう実効性のあるものにしていくのか、現行の補助金交付先への会計確認はどのように行われ、その水準は十分と考えているのか、さらに今後、帳簿・通帳・証憑類の抜き打ち確認や第三者監査、会計報告提出の義務化など、監査制度をどのように強化するのか、ご見解をお伺いします。

答 村長



① 去る令和7年6月28日に新聞報道のあった不適正会計での職員処分について、ご説明いたします。

令和7年3月、企画政策課所管の上北山村地域活性化イベント実行委員会の令和6年度事業の事務引継ぎ、決算書作成業務を行う中、準公金の扱いである同委員会会計において複数の不明金が存在する事が明らかとなりました。

調査の結果、会計を担当していた職員が60万円を引き出したことを認め、かつ、紛失したと併明していることから、「不適正な業務執行」で「事務処理に適性を欠き、村民に重大な損害を与えた」ということで令和7年6月27日付で停職6ヶ月の懲戒処分とし、当時管理職であった課長、主幹についても管理監督責任があったことから戒告処分とし同日に公表しました。

このような不祥事を起こし、実行委員会会員の皆様、村民の皆様にも多大なるご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

この件に関して、当該職

員が関与する他団体の会計において調査したところ、同様の不明金が存在することが明らかとなったため、更に調査を進め、現在、村の調査結果情報を受けて不明金が確認されている、上北山村地域活性化イベント実行委員会、奈良県猟友会上北山村支部、企画政策課親睦会の3団体から9月1日付けで当該職員に対して、会計業務遂行上の注意義務違反があるとして民法709条の不法行為に基づく損害賠償請求書が送られております。

今後、捜査の進展を注視し、刑事告訴を視野に関係した各種団体とも連絡を密にし、協議しながら、新たに判明することがあれば、追って厳正な処分を行うとともに、上北山村地域活性化イベント実行委員会等、村に使用者責任のある団体については、最終的には民事での司法判断も求めていると考えています。

捜査等に支障のない範囲で広報できる段階になれば、速やかに村民の皆さまへの説明も行っていきます。

詳細な処分に至るまでの経緯については担当課長に答弁させます。

■遠藤企画政策課長

①令和4年度入庁の当該職員は4年度から外部団体である奈良県猟友会上北山村支部会計を担い、令和5年度から本課に事務局を置く外部団体である上北山村観光協会及び上北山村地域活性化イベント実行委員会の会計も担うようになり、さらに、狩猟免許を取得し、奈良県猟友会上北山村支部にも加入したことから、実質的にも同支部の会計担当者となっていました。

また当時、企画政策課内の状況として課長、主幹を除いて、令和5年度4月1日時点在籍課員6名の内、1人が5月末で退職、1人は6月から病気休暇となっており、課長、主幹を除いて当該職員を含む実質4人の課員で5年度事業を遂行していました。

6年度には、この4人のうち2人と主幹が人事異動で異動となったため、業務内容の把握が容易でなくな

り、各々の業務内容の把握やカバーが困難になっていました。

このようなこともあり、本来なら令和6年4月から7月頃までの間に各種団体について決算処理をするところ、なされずに時間が経過してしまいました。課長、主幹からは当該職員に対し、会計業務の処理を行うよう再三に渡り注意はしていましたが一向になされませんでした。その後、当該職員が令和7年3月末での退職意向を示したため、更に、会計業務のみならず行政業務についても処理を行うように指導しましたが、一向に報告されず、令和7年3月から本課の主幹が業務を詳しく調べると、当該職員が関わる外部団体の通帳において不明瞭なお金の出入りがあり、書類も整っていないことが発覚しました。そのため書類整備を指示するとともに、3月10日から28日までの間に3回に渡り課長と主幹で聞き取りを行いました。回答内容がその都度変わるのとから、このまま退職され

ては真相究明ができないと判断し、退職願を保留扱いとし、引き続き調査を継続しました。

3月末までの調査により、上北山村観光協会、大台ヶ原登録ガイド制度会計、上北山村地域活性化イベント実行委員会、上北山村鳥獣被害防止対策協議会、奈良県猟友会上北山村支部の他、私的な会の企画政策課親睦会も含めて、6つの会計において不必要な出金、入金、不明金が明らかになりましたが、詳細については不明なままでした。

7年度に入り、4月1日、2日と前課長、主幹が当該職員への聞き取りを行いました。4月3日から、当該職員は体調不良で休暇となり、この間に警察、法律事務所へ事案についての相談を行いました。

また、内部調査を進めた結果、先の6つの会計のうち、不明金が存在するのは、上北山村地域活性化イベント実行委員会、奈良県猟友会上北山村支部、企画政策課親睦会の3つであることが判明しました。

当該職員から4月21日には出勤する旨の連絡があったものの、途中で交通事故を起こし負傷したため、更に休暇延長となり自宅加療であったことから、真相究明への聞き取りをするために、4月30日付けで併明機会の付与の文書を発出し5月13日に出勤するよう期日指定しましたが、出勤予定前日に当該職員から「体調が悪く、休ませて欲しい」と連絡があり、診断書も出ていなかったため診断書提出を催促し、その後のやり取りで5月14日の病院での受診時に直接聞き取り面談することとなりました。

その後も、体調的に可能なら出勤するよう促しましたが出勤することは無く、その間に法律相談、聞き取り面談、警察相談等を行い、6月27日付けにて上北山村地域活性化イベント実行委員会の60万円の紛失の件を以って、停職6ヶ月の懲戒処分とされたところです。

発覚から処分に至るまで約3か月を要したのは、当該職員の体調不良、交通事故等により出勤せず、直

接事実確認が出来なかったことが大きな要因です。また、再三に渡る聞き取りに対して当該職員が会計業務を行っていた各種団体不明金についてはわからないと述べており、唯一、イベント実行委員会の60万円の不明金支出は令和6年10月に行われており、これについてのみ本人が紛失したと述べていることから、この件を以って処分が行われました。

■村長

②本件の核心は、職務分掌と相互牽制の不足、現金・ATM依存の慣行、通帳・印鑑等の物理管理の脆弱さ、そして管理職のリスク感覚と日常監督の不足にあると認識しています。今回の不祥事を受け、再発防止を最優先に、準公金の適正な取扱いを確保するための基本的な枠組みとして、「準公金取扱規程」を新たに策定し、準公金に関する事務の届出、帳簿の作成、収支の記録、定期的な報告や監査といった管理手順を明文化し、

従来あいまいであった部分を明確に位置づけました。また本村の人員体制上、

所管職員が外部団体の会計実務を一律に禁ずることとは困難ですが、村職員のみで抱え込まない体制づくりを検討してまいります。やむを得ず兼務となる場合でも不正の余地を与えないよう、次の対策を直ちに実装します。

・準公金の収入や支出、現金管理について、担当者が単独で処理することを避け、複数の職員が関与する仕組みを整えます。

具体的には、支払いに際しては起案・確認・承認を分担し、金銭の授受については二人以上の立ち会いを原則とします。例外的に単独処理とする場合には、補完措置として、所属長の事前決裁、翌開庁日までに後確認、帳簿・預金通帳・証憑書類の三点照合を併行して実施します。

・現金抑制とATM出金の原則禁止。支払は口座振込とし、やむを得ず現金となる場合は事前決裁・

金種表・受領確認を必須化します。

・日次確認と月次照合、証憑の一連紐づけ。通帳、帳簿、証憑の三点突合を標準化し、決裁から検収、請求、領収までの連続性を確保します。

・情報公開と透明性の確保。これまでは年度末にまとめた報告を監査に付してましたが、今後は半年ごとに収支状況を整理し監査委員に報告するなど、外部の目に常に触れる体制をつくります。

・職員研修による意識改革。

準公金は村民の信頼を背負うものであるという意識を全職員が持つことが肝要であり、今後、コンプライアンス研修を行い、不適正な取扱いを決して許さないという風土を育みます。

③今後は次のとおり運用を見直します。

・会計報告の厳格化

補助金を受ける全ての団体に対し、監査報告書の提出を必須とします。書類の不備や遅延がある場合、翌年度の補助金交

付に影響し得ることを明確化します。

・収支報告確認時の照合の対象を限定します。

少人数体制の実情を踏まえ、村職員が会計実務として関与している任意団体に限り、年度末に監査報告書の内容を補完する形で、通帳写しや主要証憑との照合を実施します。

これ以外の団体については、提出された監査報告書の内容確認を基本とし、必要に応じて追加資料の提出を求める取扱いとします。

・一律の会計チェック体制の明確化。

団体の規模や事業内容にかかわらず共通に求める基準として、「提出期限の厳守」「監査報告書の内容の妥当性・整合性の確認」「主要経費の支出目的・金額・事業期間との適合性の確認」を一律に適用します。その上で、証憑・通帳写しとの個別照合は村職員が役員や会計実務として関与している任意団体に限定して実施し、限られた体制の中でも実

効性を確保します。

■福西議員

今後の再発防止策をどのような方法でとっていくか、お伺いします。

■遠藤企画政策課長

まず三つの団体については9月1日付で、当該職員に賠償請求書が送られています。

二つの団体については、村の使用責任があるような団体ではないので、個別の内容や再発防止策について、村からはか申し上げにくいのですが、村の職員が会計を持つようなことがある場合には、帳票類や取扱いの規定に基づいて、再発防止を図っていくことになります。

■福西議員

一般村民の方々にはどのようにお伝えするのでしようか。再発防止策や賠償請求をしているとおっしゃってますが、村民の大事な公金が使われている状況の報告ではなく、説明が必要だと思えます。

■北室総務課長

本来、こういった事案に
関しては住民説明会等々を
開くのかと思いますが、今
のところ、予定しておりま
せん。警察の捜査への影響
を確認した上で、公表が可
能と判断されたものに関し
て、広報紙やホームページ
で公表という形になると思
います。

■福西議員

9月1日付で民法709
条に基づいて賠償請求をし
ているのですが、他の
団体、猟友会、親睦会等は
使用者責任に該当するの
かどうか説明をお願いします。

■遠藤企画政策課長

上北山村地域活性化イ
ンパクト実行委員会ですが、代
表は村長となっております、事
務は全て、企画政策課で行
い、事業内容についても全
て村が絡んでいます。そう
いった意味から、使用者責
任として、当然あると考え
ます。

奈良県猟友会上北山村支
部については、外部団体で

あり、本来は、会員の中で、
事務を担っていただく団体
です。

猟友会の書類に関しては
担当者が処理をしますが、
課長主幹は決裁にかかわら
ず、村長・副村長に関して
も同様で使用者責任はない
と考えます。親睦会に関し
ては私的団体ですので当然
使用者責任は無いと考えま
す。

■福西議員

民法第715条での職
務の執行について第三者
が損害を受けた場合は、
使用者も責任賠償を問う
ということが認められて
います。外部団体であつ
ても、やはり村の職員が
会計管理しているのでは
ないか、使用者責任がある
気がします。役場が決め
ることだとは思いますが、
賠償請求などもそれが
どれで行ってこれという
のではなく、色々な見地
や知識も経験もある行政
に丁寧な対応をお願いし
ます。

問 川遊び来訪者増加に伴
う環境負荷対策について



近年、SNS等を契機
として上北山村の川遊び
スポットが注目され、か
つてない規模で来訪者が
押し寄せています。

村の知名度向上や観光
振興に寄与する好機では
ありますが、その裏側で
は深刻な課題が急速に顕
在化し、村の自然環境と
住民生活を脅かす状況と
なっています。

具体的には、ごみの散
乱や不法投棄などによる
環境悪化、路上駐車や無
秩序な駐車による交通障
害、安全面の懸念、騒音
やマナー違反による住民
生活への悪影響、河川環
境や生態系への持続的な
負荷、といった問題が現
れています。

こうした状況を放置す
れば、村が誇る豊かな自

然資源が損なわれるだけ
でなく、観光の質そのも
のが低下し、将来的には、
来訪者数の減少や村のブ
ランド力低下にもつなが
りかねません。

村として環境負荷軽減
を最優先かつ最重要の課
題として位置づけ、来訪
者増を持続可能なものと
するため、スピード感を
持つて仕組みを構築し、
その方針を明確に示す必
要があると考えます。

①環境負荷の軽減に向け
て、村としてはゴミの持
ち帰りの徹底を基本とし、
看板設置や啓発活動を強
化するとともに、繁忙期
には道の駅駐車場の駐車
規制や利用エリアのゾー
ニングを行い、警備員・
監視員による利用者誘導
やルール周知を徹底する
など、巡回体制の強化に
よる安全確保を図ること
が必要です。

さらに、河川敷の整備・
区画整理に加え、繁忙期
には臨時的に仮設トイレ
や簡易ゴミ集積所を設置
するなど、利用環境を改
善しつつ秩序ある観光利

用を促す具体策を検討す
べきと考えますが、ご見
解をお伺いします。

②川遊び来訪者の増加は、
ゴミ散乱や無秩序駐車な
どによる環境・生活への
負荷を深刻化させる一方
で、宿泊や飲食、特産品
購入、道の駅や観光施設
の利用といった村内経済
の活性化にもつながる大
きな機会でもあります。

村としてこの影響をど
のように認識し、環境負
荷の軽減と経済効果の拡
大をどのように両立させ
るのか、自然を大切にし
マナーを守って訪れる方々
に今後も継続的に足を運
んでいただく環境整備に
ついて、ご見解をお伺い
します。

答 村長



①今夏の対応として、啓
発面ではバーベキュー等

の火気の使用、ゴミの放置、水を汚す行為を禁止する看板を河合、小椋地区の河川降り口に計21枚とクマ誘引防止協力看板2枚、川を大切に利用して頂きたい旨の啓発看板を15枚設置しました。また、道の駅駐車場には長時間駐車、ゴミの放置、バーベキュー等火気の使用を禁止するカバタイプ看板を設置しました。その他、お盆期間は毎日午前11時と13時に河合地区と小椋地区の屋外スピーカーにて、ゴミの持ち帰りを促す放送を行いました。利用者誘導やルール周知は、消防消化用給水管付近の村道及びに河川消防道に駐車されないよう、コーンを設置するなど対策を行い、道の駅の駐車場警備についてもガードマンを配置し、ホテル前薬師橋からの飛び込み禁止の注意喚起とホテル駐車場への進入防止のために、追加でガードマンを配置しました。このように村としても、出来る限りのルール啓発活

動と駐車対策を行いました。ゴミの問題は、先の啓発看板設置や屋外スピーカー放送による注意喚起の他、現場対応として、夏の繁忙期の環境パトロール員の増員のため募集を行い、2名体制をとっています。また、8月10日、17日の間、平日は住民課・企画政策課職員が、休日は管理職員が交代で河川巡回を行いゴミの回収を実施しました。環境パトロール員によると、車、テント、人の数とも昨年より多いですが、ゴミの量は全体的に昨年より少ない印象だったようです。

一方、道の駅や喫茶店の敷地内への大量のゴミの放置、道路端の側溝の中、電信柱のたもとへまとめて放置など、川から持つて上がったから放置する人が増加している印象を受けます。道の駅駐車場の駐車規制や利用エリアのゾーニングについて、利用目的によって駐車規制、エリア分けするとしても、実効性のあるものにするためには、案内人員を貼り付ける必要があり、キャパオーバーとなった車を、例えば、とちの木センターグラウンドに誘導するとなると、更に周辺住民との調整や追加の人員配置が必要になります。

河川敷の整備、区画整理については、火災時の消防活動上の観点から駐車禁止区域をペイントするなど検討できると考えます。仮設トイレや簡易ゴミ集積所の設置については河川敷では増水時に流失する危険性があり、国道端等では周辺住民のご理解を得なければならず、特にゴミ集積所については協力金徴収の場合は必須であり、無料の場合は人を配置しないと大変なことになると懸念しています。今回ご提案頂いた案件を含めて、来年度に向けて、どのような対応をして行くのか、具体策について再度検討を重ねて参ります。

②村としてもオーバーツーリズムの状況ではあるが、一定の経済的恩恵はあると考えます。道の駅と上北山温泉の8月の利用人数は道の駅の昨年8月の利用人数7,753人に対し、今年の8月は9,081人で昨年の約1.2倍、売上は1.14倍、上北山温泉の昨年8月入湯者数2,783人に対し、今年の8月は4,535人で昨年の約1.6倍、売上は1.87倍でした。環境と経済の両立を目指す上で、抜本的な対策が打てれば良いのですが、決め手が無く、試行錯誤を繰り返しております。周辺町村の情報収集を行いながら、地元住民の方々のご理解を得られるよう、継続して警備員配置と環境パトロール巡回、啓発看板設置、屋外放送によるマナー遵守を促す対策を行うとともに、更なる対応を検討し、今後も継続的に訪れていただけるようブランド価値の向上に取り組み、快適かつ安心して楽しめる上北山村の川であり続けられるよう努力して参ります。

■福西議員

様々な問題解決の方法を役場だけで考えても限界があり、事業を増やしてもオーバーワークにもなるので、他の地域団体と協議会をつくって、こういったごみ問題について取り組むのはどうですか？

■答 村長

協議会の発足について、村民の方のご協力が得られるのであればいいと思います。そのような形で進めていけるのなら、村民が自ら自分の村は自分で守っていくという意識の向上につながると思います。その辺りについて、担当課等々と検討してまいります。

令和7年度やまゆり学園運動会

10月11日（土）、やまゆり学園において「やまゆり学園村民大運動会」が開催されました。残念ながら雨模様でしたが、開会式の後「虎視眈々と競争（かけっこ・徒競走）」を皮切りにスタート。

日ごろの練習の成果を発揮して笑顔で身体を動かしました。



令和7年秋の交通安全運動啓発活動の実施



9月21日（日）から30日（火）までの10日間、秋の全国交通安全運動が実施されました。

本村では、同月30日（火）、早朝より道の駅（総合案内センター）前の国道169号で村交通安全協会役員及び吉野警察署の方々により通行車両に対し、啓発物品の配布及び安全運転の呼びかけが行われ、啓発運動終了後には村内のカーブミラー清掃も行われました。

村民の皆様におかれましては、1年を通して交通ルールを遵守し、安全運転を心掛けてくださいますようお願いいたします。



村の出来事 Topics

健康ヨガ教室

9月25日(木)にフォレストかみきた2階大広間にて健康ヨガ教室が行われました。インストラクターに北岡千佳さんを迎え、初心者向けのプログラムを実施し10名を超える方が参加されました。

「呼吸を意識して、無理の無い範囲でおこなってください」と丁寧な指導をうけながら、真剣な表情で身体を動かしていました。

参加された方からは「普段意識していなかったけど、膝にすごく力が入っていた」「自分が思っている以上に身体が固くなっていたので気を付けようと思った」といった声があり、自身の体を見直すよい機会になったと喜ばれていました。

次回開催も予定されています！日時が決定次第お知らせいたしますので、是非お気軽にご参加ください。



かみきた山のめぐみ市

9月28日(日)、道の駅にて「かみきた山のめぐみ市」が開催されました。

「かみきた山のめぐみ市」は、月に一度開催されており、手作りのパンや村内で作られた新鮮な野菜、軽食の出店販売が行われています。今月はゴーヤやなすびといった大きな夏野菜が並んでいました。

次の開催は10月26日(日)です。商品の出品や出店は「がんばろえ！かみきた(TEL080-5303-8009)」で随時募集しています。



グラウンドゴルフ大会～吉野警察署長杯～

10月9日(木)に小椋健民グラウンドにて吉野警察署長杯のグラウンドゴルフ大会が開催されました。

台風で開催が心配されていましたが、当日は快晴で心地よい秋風の中での開催となり、19名の方が参加されました。

吉野警察署さくら警察庁舎の荒井所長と河合駐在所の芳倉所長を迎え、特殊詐欺や交通安全に関する講話を聞いた後、大会がスタート。「ナイスショット!」「ああ、おいしい」とグラウンド中に元気な声とボールを打つ軽快な音が響きました。





育児ママのトークサロン

～家事タスク編～

復職前の様々な不安について、働くママ同士で気軽に話しませんか？自分らしく働き続けるために一緒に考えましょう。夫婦でも参加できます。

日時

11月26日(水)午前10時～11時30分

場所

奈良しごといセンター
奈良市西木辻町93-6
エルトピア奈良1階

対象

育児休業や産前産後休暇中の方
育児休業から復帰しておおむね1年以内の方

定員

15人(先着順)

申込

11月19日(水)
13時までにQRコードより
お申し込みください。



お電話でも受け付けています

託児所(先着順)

定員10名・無料。開催日時点で6ヶ月
以上修学前までの子どもに限る

お問い合わせ

奈良しごといセンター
TEL: 0742-23-5730
FAX: 0742-23-5757

定年後のキャリアチェンジ相談
窓口を開設しました

令和7年度より定年後のキャリアチェンジ相談窓口を設置しています。転職、企業、地域貢献活動など高齢者の様々なニーズに対し、相談員が適切な支援策へ橋渡しすることで、社会での活躍を応援します。ご利用の方はお電話または直接ご来所ください。

場所

奈良しごといセンター
奈良市西木辻町93-6
エルトピア奈良1階

お問い合わせ

奈良しごといセンター
TEL: 0742-23-5730
FAX: 0742-23-5757

ハロートレーニング(公共職業訓練)
のご案内

ハロートレーニング(公共職業訓練)をご存知でしょうか。原則受講料無料で受講できる職業訓練で、希望される仕事に就くために必要なスキルや知識などを習得できます。就職へのサポートもハローワークが行います。

パソコン操作やWEBデザイン、介護、美容、ものづくり等様々なコースがあります。募集中のコースは奈良労働局HPをご確認ください。

お申し込みについては、ご住所管轄のハローワークにお問い合わせください。

秋の火災予防運動

「 急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし 」



奈良県広域消防組合
マスコットキャラクター
「まほろ隊長」

今年も全国一斉に秋の火災予防運動を実施します。

この運動は、みなさま方に火災予防の意識を高めていただき、火災の発生を防止して尊い生命と貴重な財産を守ることを目的としています。

また、令和7年1月から奈良県広域消防組合管内において、一般住宅の火災による死傷者が多数発生しています。住宅火災による逃げ遅れゼロへの取り組みとして、下記の4つの習慣・6つの対策を実施していただき、火災から大切な「いのち」を守りましょう。

4つの習慣



- 寝たばこはやめましょう
- ストープから燃えやすいものを離しましょう
- こんろから離れるときは火を消しましょう
- コンセントはほこりを清掃し必要なプラグは抜きましょう

6つの対策

- ストープやこんろ等は安全装置の付いた機器を使いましょう
- 住宅用火災警報器で逃げ遅れを防ぎましょう
- 防災製品の寝具・カーテンを使用しましょう
- 火災を小さいうちに消すため、消火器を設置しましょう
- 近所の協力でお年寄りや体の不自由な人を守りましょう
- 防火防災訓練や戸別訪問で地域を守りましょう



奈良県広域消防組合 吉野消防署 TEL 0746-32-1011

村の 電話帳

役 場(代表) 2-0001
総務課 2-0001
企画政策課 2-0002
建設課 2-0003
住民課 3-0223
出納室 9-0207
議会事務局 9-0703

ワースリビングかみきた
診療所 2-0016
(休日及び午後5時15分以降
は、役場に転送されます。)

保健福祉課 3-0380
社会福祉協議会
2-0129

教育委員会 2-0066

上北山やまゆり学園
2-0027

やまゆり保育園
2-0230

村民総合会館 3-0330

白川公民館 3-0120

ふるさとふれあい会館
3-0218

一般社団法人
ツーリズムかみきた 2-0102

上下北山衛生センター
し 尿 5-2227
ご み 5-2251

吉野警察署河合駐在所
2-0005

吉野消防署北山分署
5-2450

吉野土木事務所
工務第二課 2-0098

関西電力送配電㈱高田配電営業所
0800-777-8810

火災時の通報

119通報(消防署)
と同時に、役場にも必
ず通報してください。

税を考える週間

～これからの社会に
向かって～

11月11日～11月17日

未来をつくる、
あなたの税。

進めています。税のデジタル化

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

税務手続の デジタル化	マイナポータル連携で 年末調整・確定申告 オンラインで 納税証明書	キャッシュレスで 納付 チャットボットで 相談	業務の デジタル化
----------------	--	----------------------------------	--------------

国税庁
http://www.nta.go.jp
法人番号 7000013010001

退職金で、会社にも従業員にも活力を!

中退共

中小企業退職金共済制度

安心・確実
確実な退職金支払
安心の資産運用

人材の定着
従業員の意欲の向上
にもつながります。

有利
掛金は全額非課税
掛金の一部を国が助成

簡単管理
外部積立型で管理が簡単
退職金試算額もお知らせ

パートさんも加入OK
パートさんのための
特例掛金月額を
ご用意しています。

中小企業のための退職金制度「中退共」は
1959年の設立以来、119万社以上が活用してきた国の制度です。

※他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

中退共制度のしくみ

① 加入申込	お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。 事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。
② 掛金納付	毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で納付します。
③ 支払い	退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

詳しくはホームページをご覧ください [中退共](#) [検索](#)

中退共 独立行政法人勤労者退職金共済機構 平170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

令和7年11月 **奈良県医師会の学術部会が行う健康相談**



お気軽に
お問合せください

相談日の種類	日 時	予約の必要	主催する部会
精神科に関する健康相談	11月11日[火] 午後1時～2時	予約必要 ※受付締切 11月4日(火)	奈良県医師会 精神々経科部会
目の健康相談	11月11日[火] 午後2時～3時	予約必要 ※受付締切 11月6日(木)	奈良県眼科医会
内科疾患に関する健康相談	11月26日[水] 午後2時～3時	予約必要 ※受付締切 11月25日(火)	奈良県医師会 内科部会

場 所 奈良県医師会館 1階 県民健康サービス室 (近鉄大和八木駅から北へ徒歩7分)

連絡先 〒634-8502 橿原市内膳町5-5-8 奈良県医師会各主催部会

TEL **0744-22-8502** FAX **0744-23-7796**

●「ひふの日」記念講演会・相談会のご案内

講演会名	日 時	場 所	内 容
「ひふの日」 記念講演会・相談会 ※奈良県医師会皮膚科部会 奈良県臨床皮膚科医会	11月3日(月・祝) 午後2時～4時 ※開場 午後1時30分～ ※同時刻より相談会の整理 番号を配布いたします (相談会：先着50名)	学園前ホール (奈良市西部会館市民ホール) 奈良市学園南3丁目1番5号 西部会館 3F	「進展しているアトピー性皮膚炎治療 ～生活環境を整えながら新規治療の検討も～」 近畿大学奈良病院 皮膚科 教授 大磯直毅 先生 ※講演会終了後、15時頃より皮膚科専門医 による無料相談会を実施いたします。

連絡先 奈良県医師会皮膚科部会事務局

TEL **0744-22-8502** FAX **0744-23-7796**

膵臓がん

膵臓は、胃の後ろにあり、幅3～4cm、長さ15cmぐらいの細長い臓器で2つの働きをしています。食べ物の消化を助ける消化液である膵液を出し、膵管を通じて十二指腸（じゅうにしちょう）に排出する機能と、血糖を調節するインスリンなどの各種ホルモンを作る機能があります。

膵臓にできる膵臓がんは、主に膵管から発生しますが、大きさが小さい時では症状が出にくく、また小さくても転移しやすいため、進行した状態で見つかることが多い、予後の悪い怖いがんとして知られています。

膵臓がんは近年増加傾向にあり、年間約4万5000人の方が膵臓がんと診断されていて、これは約3000人に1人が膵臓がんになるという頻度です。

がんが膵臓内にとどまり、かつリンパ節への転移がない病期のステージⅠでは、5年生存率は約40～60%です。しかし約半数の方が進行転移した状態であるステージⅣで診断され、5年生存率はわずか1%台であるため、がんの早期発見がとても重要です。

膵臓がんは、特定の自覚症状がないため早期発見が難しい病気、進行すると、食欲不振、お腹が張る感じ、腹痛・背中・脇の痛み、黄疸、体重減少などが起こり、糖尿病の血糖値が悪化して診断されることもあります。

診断は、膵酵素（すいこうそ）、腫瘍（しゅよう）マーカーを含む血液検査、超音波検査、内視鏡・画像検査で診断しますが、最初の画像検査は体への負担の少ない腹部超音波が有効です。

膵臓がんになりやすい危険因子は、50歳以上・肥満・喫煙・大量飲酒・糖尿病・膵臓がんの家族歴・慢性膵炎・膵のう胞などがあり注意が必要で、危険因子を持つ方も含め、膵臓がんの早期発見のためには定期的に検査をすることが重要です。

奈良県医師会

こんにちは保健師です

■今回のテーマ

インフルエンザについて



インフルエンザはインフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。

日頃から手洗いの徹底や咳エチケットを意識し感染予防を心掛けましょう。

主な症状は38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、のどの痛み、鼻水、咳等の症状が挙げられます。

インフルエンザの主な感染経路は咳やくしゃみによる飛沫感染、あるいは手指など身体についたインフルエンザウイルスが鼻や口等に入り感染する接触感染になります。

日本では例年12月から3月に流行します。ワクチンの効果は接種後約2週間で現れ、約5ヶ月間持続するとされています。そのためワクチン接種は一般的に10月から12月中

旬までの間に行うのが良いでしょう。

特に基礎疾患のある方や高齢の方は肺炎や脳症などの合併症が現れるなど、重症化する恐れがあるためワクチン接種が推奨されます。



●ほかの人につつさないためには？

★マスクをする

咳やくしゃみが出る時はできるだけマスクを着用し、使用後のマスクは放置せず、ゴミ箱に捨てましょう。

マスク着用時は隙間がないように鼻と口の両方を確実に覆い、正しい方法で着用しましょう。

★ティッシュなどで口と鼻を覆う

くしゃみや咳をするときは、ティッシュなどで口と鼻を覆いましょう。

★他の人から顔をそらす

咳やくしゃみの飛沫は、1メートルから2メートルは飛ぶと言われています。咳やくしゃみをするときは、他の人にかからないようにしましょう。

★石鹸で手を洗う

咳やくしゃみなどを押さえた手から、ドアノブなど周囲の物にウイルスを付着させたりしないために、こまめな手

洗いを心掛けましょう。

●「インフルエンザかな？」と思ったら

★安静にする

睡眠を十分にとるなど安静にしましょう。

★水分補給

高熱による脱水症状を予防するために、こまめに水分補給をしましょう。

★具合が悪ければ早めに医療機関へ

もし、高熱が続く、呼吸が苦しい、意識状態がおかしいなど具合が悪ければ、早めに医療機関を受診しましょう。

●「こんな症状があったらすぐに医療機関を受診してください」

さい

★けいれんしたり、呼びかけにこたえない。

★呼吸が速い、又は息切れがある。

★呼吸困難、苦しそう。
★顔色が悪い（青白）。

★おう吐や下痢が続いている。

★症状が長引いて悪化してきた。

★胸の痛みが続いている。

インフルエンザにかかってしまうと、様々な危険があります。インフルエンザにかからないように予防接種を受ける、うがいや手洗いなどの日常生活の中で、予防をしっかりと行うようにしましょう！



てんいち先生



税・保険料の納期限

【10月31日】

- ・県村民税 第3期
- ・国民健康保険税 第4期
- ・介護保険料 第4期
- ・後期高齢者保険料 第4期

納期限までに納めましょう。
便利な口座振替もご利用ください。

村のようす

世帯数	280 (+1)
人口	414 (±0)
男性	219 (±0)
女性	195 (±0)
面積	274.22km ²

令和7年10月1日現在

高齢者新型コロナウイルスワクチン 予防接種費用助成のお知らせ

村外の医療機関にて新型コロナウイルスワクチン予防接種を受けた 65 歳以上の方あるいは 60 歳以上 65 歳未満の者であって、身体障害者手帳 1 級をお持ちの方は自己負担金のうち 14,300 円を限度として助成します。

対象者：上北山村民で 65 歳以上の方
60 歳以上 65 歳未満の者であって、身体障害者手帳 1 級の方
(心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能不全による障害に限ります)

助成回数：一人 1 回

接種期間：令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

申請締切日：令和 8 年 4 月 30 日まで

持ち物：新型コロナウイルスワクチン予防接種の領収書・印鑑

問合せ・申請窓口 上北山村 保健福祉課 電話 ③-0380

高齢者インフルエンザ予防接種 費用助成のお知らせ

村外の医療機関にてインフルエンザ予防接種を受けた 65 歳以上の方は自己負担金のうち 4,000 円を限度として助成します。

対象者：上北山村民で 65 歳以上の方

助成回数：一人 1 回

接種期間：令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日

申請締切日：令和 8 年 3 月 31 日まで

持ち物：インフルエンザ予防接種の領収書・印鑑

問合せ・申請窓口 上北山村 保健福祉課 電話 ③-0380

歳末慰問金について

★歳末慰問金とは？

善意銀行や赤い羽根共同募金等、地域の皆様からお預かりした善意によるお金を、年末に支援を必要としている人々が安心して新年を迎えられるよう歳末慰問金として支給します。

★対象となる方と金額

村に居住し、住民票を登録されている方のうち、次の方が対象。

- ①12月1日現在、85歳以上の方。(施設入所者などは除く)
一人当たり5千円
- ②生活保護法による生活保護を受けている世帯。一世帯当たり5千円。
- ③母子世帯・父子世帯。一世帯当たり5千円。

対象となる方・世帯へは申請書を11月中に送付します。

問合せ先：住民課 07468-3-0223